

「災害時 みんなを守る 地域の力」町会・自治会に加入しましょう

「市への意見箱」使用休止のお知らせ

機器のメンテナンスのため、6月28日(金)午後5時から7月1日(月)正午の間、ホームページの「市への意見箱」が使用できなくなります。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

【問合せ】秘書広報課 広報広聴係 ☎ 551・1529

七夕まつりに参加しよう！

七夕まつりにボランティア飾り作成者募集



七夕まつりを彩る竹飾りを、グループで作ってみませんか？

【参加資格】七夕まつりが好きであること

【作業期間】7月1日(月)～8月2日(金)※材料は飾り付け部会が用意します。

②七夕まつり飾り付けコンクール審査員募集

【日程】8月8日(木)・9日(金)

【応募資格】市内在住の成人の方で、ボランティアとしてコンクール実施日の審査に参加できる方(飾り付けコンクール参加関係者は除く)

【定員】先着20人

【受付開始】6月18日(火)

【参加特典】謝礼(3,000円分の商品券)と記念品を差し上げます。

①②共通【申込み】6月28日(金)までに飾り付け部会事務局(商工会) ☎ 551・2927へ(土)



日曜日を除く。

くるみるふっさ今月のイチ押し商品

「らんぼっけのたらい」

福生市の友好交流都市、北海道登別市の前浜でとれた助宗鱈から、昔ながらの製法で職人が一つひとつ丁寧に仕上げた逸品です。本場北海道の味をご堪能ください。



【問合せ】くるみるふっさ ☎ 530・2341 (月曜日定休)

6月23日から29日は男女共同参画週間です

男性と女性がそれぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けて考えてみましょう。

市では期間中に中央図書館・武蔵野台図書館で男女共同参画関連ミニコーナーを開設し、関連図書や映像資料を取りそろえています。また、市役所一階ロビーで「ワーク・ライフ・バランスを知っていますか？」(DVD約26分)を上映します。

【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590

市民活動支援講座 「活動のステップアップ」

会則を作ることにどんな意味があり、どんなメリットがあるのか。基礎的な話

【対象】ご家庭での入浴が困難な64歳までの在宅の重度身体障害者・障害児の方(介護保険適用者を除く)

【対象】市民活動団体の方、またはこれから活動したいと思う方

【講師】梶浦潤一氏(東京都行政書士会多摩西部支部理事)

【申込み】6月18日(火)から、申込み用紙に必要事項を記入し持参、ファックスまたは電話で輝き市民サポートセンター ☎ 551・0166へ。

【定員】先着20人

【場所】輝き市民サポートセンター

【利用料】1回450円※ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料

市民のひろば

＜催し物＞

▼都立・私立 中学・高校 進学説明・相談会

【日時】6月30日(日)午前10時～午後3時30分

【場所】市民会館・公民館、さくら会館

【参加費】無料

【問合せ】ふっさ・子どもの未来づくり応援団・山崎 ☎ 090・1704・9189

▼太極拳無料体験教室

どなたでも気軽に参加してください。会員も募集しています。

【日時】7月2日・9日・23日・30日の火曜日午前10時～11時30分

【場所】市民会館・公民館第4・5集会室

【持ち物】水分補給用飲料・汗拭きタオル

【問合せ】楊名時太極拳福生同好会「さくら」・佐藤 ☎ 551・4484

【日時】7月20日(土)午後2時～4時

【利用回数】月2回まで(6月～8月の間は月4回まで)

【利用料】1回450円※ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

【定員】先着20人

【講師】梶浦潤一氏(東京都行政書士会多摩西部支部理事)

【申込み】6月18日(火)から、申込み用紙に必要事項を記入し持参、ファックスまたは電話で輝き市民サポートセンター ☎ 551・0166へ。

【対象】市民活動団体の方、またはこれから活動したいと思う方

【講師】梶浦潤一氏(東京都行政書士会多摩西部支部理事)

【申込み】6月18日(火)から、申込み用紙に必要事項を記入し持参、ファックスまたは電話で輝き市民サポートセンター ☎ 551・0166へ。

【定員】先着20人

【場所】輝き市民サポートセンター

【利用料】1回450円※ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

【定員】先着20人

【講師】梶浦潤一氏(東京都行政書士会多摩西部支部理事)

「存じますか？」

「救急医療情報キット」

救急車を呼ぶような場合、意識を失ってご自身の状態を救急隊員に伝えられないおそれがあります。救急医療情報キットは、あらかじめ医療情報を書いたカードを専用の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、もしものときに備えるものです。申請をしていただいた方に無料配布しています。

【対象】市内在住で65歳以上の方、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳をお持ちの方

【申込み】住所がわかるものを持参し、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751へ。

【対象】市内在住で65歳以上の方、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳をお持ちの方

【申込み】住所がわかるものを持参し、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751へ。

【対象】市内在住で65歳以上の方、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳をお持ちの方

【申込み】住所がわかるものを持参し、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751へ。

【対象】市内在住で65歳以上の方、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳をお持ちの方

【申込み】住所がわかるものを持参し、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751へ。

【対象】市内在住で65歳以上の方、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳をお持ちの方

【問合せ】＜保険料算定に関する事＞ 介護福祉課 介護保険係 ☎ 551・1764

＜保険料納付に関する事＞ 収納課 ☎ 551・1578

＜表2＞平成25年度介護保険料の普通徴収納期限

Table with 4 columns: 第1期, 第2期, 第3期, 第4期 and 第5期, 第6期, 第7期, 第8期. Dates range from July 31 to February 28.

◆福生市の基準額 5,209円(月額)

Table with 4 columns: 段階, 対象, 負担割合, 介護保険料(年額). Rows include 第1段階 through 第10段階 with various conditions and amounts.

(※1) 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方、他の年金を受給できない方に支給される年金です。(※2) 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります。)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です(市民税課税の方で分離課税所得のない方は、市民税・都民税の納税通知書の総所得欄の金額が合計所得です)。(※3) 「課税年金収入額」とは、老齢年金や退職年金などの課税対象となる公的年金収入の合計額です。遺族年金、障害年金、老齢福祉年金等の課税対象ではない年金収入は合計額に含みません。

介護保険料(65歳以上の方へ)のご案内

＜保険料は＞40歳から64歳までの方はご加入の医療保険者(国民健康保険、健康保険組合等)を通じて納めていただいておりますが、65歳になると医療保険者による徴収は停止され、福生市に直接納めていただきます。

＜保険料の額は＞前年度の所得状況により条例で段階別に設定されています(＜表1＞参照)。保険料の基準額は、市の介護サービスに係る費用と、65歳以上の方の人数等により決められるため、区市町村ごとに異なります。

＜保険料の納め方は＞「特別徴収(年金から天引き)」を基本とします。ただし次の方は「普通徴収(納付書による納付)」となります。

- ①年金が年額18万円未満の方
②年度途中で65歳になった方(65歳の誕生日の前日の属する月の分から徴収)
③年度途中で保険料が変更になった方
④転入された方等

普通徴収の方で、年金受給に係る一定の要件が整うと、特別徴収に変更になります。また、年度途中で保険料が変更になった方等で、普通徴収と、特別徴収の両方で納める「併用徴収」となる場合があります。※特別徴収、普通徴収の選択はできません。

＜平成25年度の保険料の通知は＞7月初めに送付します(年度途中で65歳になった方、保険料、納付方法等に変更のある方には、随時通知を送付します)。

【特別徴収の方】天引き額を記載した通知を送付します。なお、前年度の所得の確定は6月以降となるため、確定前は「仮徴収(暫定賦課)」、確定後